

# 造血幹細胞移植等の医療行為により定期予防接種の 免疫が失われた方へのワクチン再接種費用助成について

造血幹細胞移植や化学療法により、治療の前にすでに接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に、任意で再度予防接種を受ける場合の費用を助成します。

## 1. 費用助成の対象者

次のすべてに該当する方または、その保護者

- ①再接種を受ける日に、東根市に住所を有する方
- ②造血幹細胞移植、抗がん剤治療等により、定期予防接種として接種済みのワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方
- ③再接種を受ける日に、20歳未満の方

## 2. 費用助成の対象となる予防接種

予防接種法で定期予防接種に位置付けられている子どもの予防接種のうち、過去に定期接種として接種済みの予防接種

<定期予防接種の種類>

B型肝炎・ヒブ・小児肺炎球菌・5種混合・4種混合・三種混合・二種混合・不活性ポリオ(単独)・BCG・麻しん風しん・麻しん(単独)・風しん(単独)・水痘・日本脳炎・子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス)・ロタウイルス

## 3. 助成金額

予防接種の再接種にかかった費用(上限額有)

※予防接種を接種する際に、一旦費用をご負担頂き、後日全額または一部をお返しします。

## 4. 手続きの流れ

### (1) 事前相談

費用助成を検討されている場合は、事前に健康推進課にご相談ください。必要な書類等をお渡しします。

(2) 費用助成の申請

「費用助成申請書」(第1号様式)、「医師の意見書」(第2号様式)に必要事項を記入し、健康推進課まで提出してください。なお、「医師の意見書」(第2号様式)については、主治医に記入をお願いしてください。

【添付書類】過去の予防接種の記録が記載されているものの写し(母子健康手帳等)

(3) 助成の決定

健康推進課で申請書類を受理後、審査を行い、費用助成の交付決定通知または不交付決定通知をお送りします。

(4) 再接種

費用助成の認定通知と母子手帳を持参の上、医療機関にて再接種をしてください。その際、かかった費用は、一旦自己負担となります。

(5) 実施の報告・請求

① 「実施報告書」(第7号様式)を健康推進課に提出してください。

【添付書類】

ア) 医療機関での支払金額が確認できる領収書と医療費明細書の写し

イ) 再接種したことが確認できる書類の写し(予防接種済証または母子健康手帳)

ウ) 振込先口座が確認できる書類の写し(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義(カナ)が記載されているページの写し)

【申請期限】接種日から1年以内(期限を過ぎると費用助成対象外となります。)

② 受理後、審査を行い、助成金の確定通知書をお送りします。概ね1か月後に指定の口座に助成金を振り込みます。

【お問い合わせ先】

〒999-3796

東根市中央一丁目5番1号東根市さくらんぼタントクルセンター内

東根市健康推進課 保健係 TEL 0237-43-1201